

会 議 録 （ 要 旨 ）

記録者 情報管理課 公文書管理G
主事補 葉勢森

	部長	副部長	課長	課長補佐	主査係長	係員
供覧						
件 名	令和 5 年第 1 回龍ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会					
日 時	令和 5 年 1 月 26 日（木）					
場 所	本庁舎 5 階第 1 委員会室					
主 催 者	情報公開・個人情報保護審査委員会 会長 周 作彩					
出 席 者	（委 員）周会長，有川委員，伊藤委員，鴻巣委員，田島委員 （事務局）大貫総務部長，菊地課長，小崎課長補佐，記録者					
欠 席 者	櫻井委員					
傍 聴 人	0 名					
議事録署名人	伊藤委員，鴻巣委員					
〈会議の内容〉 1. 開会 2. 議事 (1) 地域包括支援センターにおけるクラウドを利用したオンライン結合について(諮問) (2) 龍ヶ崎市情報公開・個人情報保護法審査会条例について (3) 龍ヶ崎市個人情報の保護に関する法律施行条例に係る施行規則について (4) 個人情報ファイル簿について (5) 個人情報の届出の報告について (6) 個人情報の目的外利用の報告について (7) 個人情報の外部提供の報告について 3. その他						
1 開会						
事務局	<p>それでは、定刻となりましたので令和 5 年第 1 回龍ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会を開催させていただきます。</p> <p>本日は大変お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>まず初めに本日の出席状況を報告させていただきます。</p> <p>本日は櫻井委員より欠席とのご連絡をいただいております。</p> <p>委員の方の過半数の出席をいただいておりますので、龍ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会規則第 5 条第 2 項の規定によりまして、会議は成立しておりますことをご報告させていただきます。</p> <p>それでは議事に入ります前に、会長からごあいさつを頂戴したいと思います。</p>					
周会長	<p>本日はお集まりいただきましてありがとうございます。</p> <p>令和 5 年第 1 回龍ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会ということで、昨年に</p>					

	<p>続きまして本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>今日の資料にもございますが個人情報保護法の改正によりまして、個人情報保護条例も改正される運びとなりました。本審議会の役割も若干変更がございますようで、それに応じて今後の審議等でも対応して行きたいと考えております。</p> <p>本日は、何とぞ活発なそして慎重なご審議をお願いしたいと考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p>
事務局	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>この後の会議の進行につきましては、会長をお願いしたいと思います。周会長よろしく願いいたします。</p>
周会長	<p>はい、それでは進行させていただきます。</p> <p>審査会は、龍ヶ崎市附属機関の会議の公開に関する条例に基づき原則公開となっております。</p> <p>傍聴人の確認をしていきたいと思っております。</p>
事務局	傍聴人はおりません。
周会長	<p>続きまして、会議の議事録署名人を指名させていただきたいと思っております。</p> <p>伊藤委員と鴻巣委員をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。</p>
伊藤委員・鴻巣委員	了承。
周会長	<p>会議録ができあがりましたら確認と署名をお願いいたします。</p> <p>それでは、議事に入らせていただきたいと思います。</p> <p>今回は、龍ヶ崎市個人情報保護条例第10条第1項但し書きの規定による諮問事項がございます。</p> <p>議事の(1)について、健幸長寿課及び協力企業である株式会社内田洋行様より説明をお願い申し上げます。</p>
<p>2. 議事</p> <p>(1) 地域包括支援センターにおけるクラウドを利用したオンライン結合について(諮問)</p>	
健幸長寿課	<p>本日はよろしくお願い申し上げます。</p> <p>健幸長寿課におきまして、令和5年度4月1日より地域包括支援センターの業務を委託することとなりました。</p> <p>委託に伴いまして、委託している事業先が2業者あることにより、地域包括支援システムを2業者プラス健幸長寿課の三者で共有するため、クラウドを利用したオンライン結合により情報共有をするシステムを導入するものであります。</p> <p>なお、導入先であります内田洋行さんより詳細についてご説明させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。</p>
内田洋行	議事(1)について株式会社内田洋行より説明
周会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただ今の説明につきまして何かご質問ご意見等ございますでしょうか。</p>

鴻巣委員	<p>2 ページのセキュリティ記載対策がはっきりと聞き取れなかったのですが、マイナンバーカードによる認証併用したところに、静脈認証って聞こえたような気がするんですけど。確かにそうおっしゃいましたか。私の聞き間違いでしたか。</p>
内田洋行	<p>ご質問ありがとうございます。 その通りでございます。 マイナンバーカードによる認証と静脈による認証というこの二つの要素で認証をとっているような形です。</p>
周会長	<p>はい。 他によろしいですかはい、どうぞ。</p>
田島委員	<p>セキュリティ対策ですけどね、情報が漏れるのは、例えばSEさんが作業してなかなか時間内に終わらない、USBやROMに落として、それを持ち帰ってうちで作業するようなことが一番漏れやすいかな思っているんですけど。 そういうことは内田洋行さんもそうだし委託先についても、まず起こらないというのは、どっかに書いてあるのですか。</p>
内田洋行	<p>ご質問ありがとうございます。 そうですね、まず、単的にお伝えしますと、あり得ないというふうにご回答させていただきます。 その理由としまして基本的にこのクラウド管制室で使えるUSBメモリというのは制限されてます。 特定のUSBメモリのものしか使えないというふうに制限をかけております。実際、三つぐらいしか使えないようになっております。 データを抜くにしてもそのUSBを使わないといけません。 それは厳重に社内保管されていますので、また、USBでどういったデータを見たかという作業記録もすべて管理していますので、そういった意味で流出というところに関しては、対策をとれていると。</p>
田島委員	<p>ということは例えばSEさんが持ち込んだそのUSBについては全く使えないっていう。</p>
内田洋行	<p>そうですね。 自分たちで持ち込んだものが使えない、特定のものだけになります。</p>
周会長	<p>他にございますか。 ちょっと私の方から一点だけ。 先ほど説明がございました11 ページのデータセンターMicrosoftアジュールのセキュリティに関しては、これは、内田洋行様の管轄なのでしょうか、それともMicrosoft側の管轄なのでしょうか、どちらでしょう。</p>
内田洋行	<p>ご質問ありがとうございます。 そうですね。 こちらに関してはもうあくまでMicrosoft側の管轄になりますので、弊社では特に管轄してはおりません。</p>

<p>周会長</p>	<p>ということは要するにマイクロソフトのアジュールというクラウドサービスはこれだけの安全セキュリティ措置がとられてますよってということですね。</p> <p>実際に、内田洋行さんの方は、管制室に関してセキュリティに責任を持つという形になりますね。</p>
<p>内田洋行</p>	<p>おっしゃる通りでございます。</p>
<p>周会長</p>	<p>ありがとうございます。それからもう一つ、このオンライン結合について、地域包括センター支援システムと市役所のシステムのオンライン結合という理解でよろしいでしょうか。</p> <p>それと、今回初めてこのような、諮問の事項が上がってきたのは、こういった背景事情がございますでしょうか。</p>
<p>健幸長寿課</p>	<p>今回導入するシステムに関しましては、健幸長寿課と地域包括支援センターを委託する二業者の単独のシステムという形になります。</p> <p>今回導入に至った経緯ということでございますが、今回その導入で個人情報を保護するという観点から、審査会の方のご意見が必要であるという判断からお願いしてるという経緯でございます。</p>
<p>周会長</p>	<p>すいません。</p> <p>私の質問の趣旨は、今まで結合していなかった、なぜこの時点でそのオンライン結合をするという決定を行うに至ったかという質問でございます。</p> <p>と言いますのは、このオンライン結合については、いろいろと必要性は私も認めるところでございますが、なんでこの時点でこの議題が上がってきたのかっていう、或いはオンライン結合する決断に至ったかかっていう、それを簡単に説明的にしていただけると大変ありがたいなというふうに思っております。</p>
<p>健幸長寿課</p>	<p>失礼いたしました。</p> <p>今回のシステムの導入に至った経緯というところでございますが、来年度より包括支援センターを外部委託するという形になりました。</p> <p>その中で共通する事務をするものに対してシステムを導入するに当たりまして、各単独というよりは、市が委託する業務でございますので、市がシステムを導入しそれを貸与するという形で、オンライン結合するという経緯に基づきまして導入に至ったものでございます。</p>
<p>周会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>実はこのようなオンライン結合については、他にも例えば、私もちょっと関わっている、成年後見のような場合もそういった議論がされておまして、個人情報の取り扱い方について、オンライン結合できればいいなというふうに聞いておりますが、龍ヶ崎市の方ではとりあえずまずは、地域包括支援でこういうふう導入することになったっていうわけですね。</p> <p>本日、これに関して、その是非を本審査会で答申を決定するということとなりますが、その決定をするにあたって、今の技術的なシステムのセキュリティの問題のほかに、例えば、包括センターのセキュリティ管理、これも完全にセキュリ</p>

	<p>ティに関しては内田洋行様にお願いするという理解でよろしいですか。</p> <p>それにしても包括センターの方のセキュリティ問題もあるのではないのでしょうかというのにはちょっと今思いました。</p> <p>その地域包括センターの方のセキュリティに関してはどのようにお考えでしょう。</p>
健幸長寿課	<p>包括支援そのものにつきましての、システムの導入につきましては、基本的には内田洋行さんのセキュリティを用いて対策するというふうに考えております。</p> <p>ただ扱う包括センターの後継組織の部分につきましても、外部に持ち出すことが決してないよう、内部において規律正しく行っていきたいという考えでももちろんあります。</p> <p>以上でございます。</p>
周会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>他に何かご質問ご意見等ございますか。</p> <p>大丈夫でしょうか。</p> <p>そうすると、この件につきましては、答申案を策定する必要がございますね。</p>
事務局	はい。
周会長	<p>それではこの議題につきましては、答申案を事務局ですでに作成されている、という理解でよろしいですか。</p> <p>では、答申案の内容について事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	(答申案について説明。)
周会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>そうすると、この審査会で留意事項があれば付け加えるということでもよろしいですか。</p> <p>特に何か留意事項についてご意見ございますか。</p> <p>はい。お願いします。</p>
田島委員	<p>東部と西部の地域包括支援センター、これは外部委託するんですよね。</p> <p>何となく東部と西部に外部委託する、いわゆる民間委託するところでのデータの保持っていうのがちょっと見えにくい気がしているんですけど。</p> <p>その辺のセキュリティは庁舎内と一緒に同じようなやり方だったら問題はないんでしょうけど、相手は民間の方だし、ということでちょっとその辺が心配という感じはしましたね。</p> <p>特に下につけ加える意見とはちょっと違うかもしれませんが。</p>
周会長	この点については私も多少気になっているところで、実際の委託先っていうのは、この場でおっしゃっていただければと思いますでしょうか。
健幸長寿課	<p>はい、地域包括支援センターにて委託する2業者でございますが、市内に医療法人医療機関を構えているところです。</p> <p>一つは池田病院が所管になっている八芳会という法人さん。</p>

	もう一つが牛尾病院の竜仁会，の2法人に委託するものです。
鴻巣委員	<p>ちょっと見えないのですが，この組織がどうなるのかっていうのが。</p> <p>外部に委託する場合に，今までの地域包括支援センターが，そのまま縮小してあるんですか，役所にはなくなるんですか。</p> <p>介護福祉課になるのか，市の組織がどうなるのかがちょっと分からないです。</p>
健幸長寿課	<p>地域包括支援センターを所管してるのは健幸長寿課という部署ですけども，令和5年度より，それが福祉総務課という名称に変わりました後継組織という形で残ります。</p> <p>直営で動かしております地域包括支援センターは直営がなくなりまして，民間委託の2ヶ所，これが地域包括支援センターとして運営されるという形になります。</p>
鴻巣委員	<p>すると今までのデータは，福祉総務課の方で持っはいるわけですね。</p> <p>そこからデータは内田洋行を通して，東部と西部に行くって感じですか。</p>
健幸長寿課	<p>今回のシステム導入に当たりましては，現存しているデータについてはそのまま健幸長寿課の方で保管するという形になります。</p> <p>今後導入するシステムにつきましては，一から作るというような形をとっております。</p>
鴻巣委員	<p>例えば，費用負担とかの算定基礎となる納税のデータであるとか，そういうのも一緒になって出てしまうことはないですよ。</p>
健幸長寿課	<p>ケアプランなどのデータを使用しますが，納税とかそういったデータは使用はしません。</p>
鴻巣委員	<p>介護度がいくつとか，その基礎になるデータってことですね。</p> <p>はい，分かりました。</p>
周会長	<p>はい他に，ご意見ございませんでしょうか。</p> <p>はいどうぞ。</p>
田島委員	<p>この東部と西部への地域包括支援センターの外部委託ですけど，そこでのデータ漏れの防止対策みたいなのは，ちょっとこの中じゃ見えません。</p> <p>内田洋行の管理施設は素晴らしいと思いますけど。</p> <p>実際現場で作業やる方のデータの対策っていうのが見えてこないのはちょっと心配な面がしてますけどね。</p> <p>その辺から一番もれやすいんじゃないでしょうか。</p> <p>また特にね，市内の病院だと，例えばご近所の方のデータ等が見えますのでね，井戸端会議の中に出ちゃうと，私もその経験がありますので，行政にいましたのでね，そういう漏れもありますので，その辺がちょっと心配ですね，その辺の管理がね，そこまで内田洋行さんがきちっと体制を敷いていただいているのかどうか，ということがちょっと心配。まあ入れるとしたら，それでもなお結合を行うっていうのでしたら，その辺のことを入れて欲しいと私は思っています。</p>

事務局	<p>施設等でのデータの保持セキュリティに関しましては、外部委託している事業につきまして、市と同等のセキュリティレベルを維持するというのがですね、委託契約の中に入っております、これは今回の契約にかかわらず、市と同様のセキュリティガイドラインを持っていますので、それに準じて事務をしていただく、遵守をしていただくということでお願いをしております。</p> <p>今回の契約では、ウチダさんはそこまでは持ちませんので、自分のところと市との回線間のセキュリティ対策ということですので、今回の諮問審議からちょっと外れたところかなというふうには考えておりますが、当然そこは大事なところですので、担当課と各委託先の間できちんとした、セキュリティチェックをしていくという形になっていくと思います。</p>
周会長	<p>ということで今回の議題はあくまでもこのオンライン結合に関する諮問でございます、担当課と委託先の関係については今回の諮問事項から外れているという理解ですね。</p> <p>そうしますと、この点は確かに気になるころではございますが、今回の諮問事項とはちょっと離れているということで、特にあえていうならば、委託先についても市と同等のセキュリティ対策を講じてもらうということを前提に委託していると。</p> <p>その留意事項を付け加える必要はないのではないかとこのように考えますがいかがでしょうか。それでは、基本的にはこの答申書につきまして、記のところの第一段落で十分であるということで、なお書きのところは削除するということがよろしいでしょうか。</p> <p>「また」のところは残すということで、なお書きの一行だけ削除するということが、よろしいですか。</p> <p>そうしますと、文言のその他の修正はございませんので、このなお書きの一行だけ削除するのと、次の下の方の1、2は削除するということが、この答申案とさせていただきますということでよろしいですか。</p> <p>事務局の方、そのようにお願いしたいというふうに思います。</p> <p>ということで、改めて資料を送付して確認する必要はないですね。よろしいですね。ではそのようにお願いいたします。</p> <p>それでは、議事第(1)の諮問事項については以上でございます。</p> <p>はい。それではここで株式会社内田洋行様にはご退席いただきます。ありがとうございました。</p> <p>それでは続きまして、議事の(2)龍ヶ崎市情報公開・個人情報保護法審査会条例について事務局より説明をお願いいたします。</p>
(2) 龍ヶ崎市情報公開・個人情報保護法審査会条例について	
事務局	議事(2)について事務局より説明。
周会長	ありがとうございました。事前質問ございましたか。

事務局	事前質問はございませんでした。
周会長	<p>それでは、ただいまの説明に関しまして何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。</p> <p>私も今始めてこの資料を目にしたところでございます。</p> <p>審査会の所掌事務として、情報公開・個人情報保護に関して、何か不服審査、審査請求がなされた場合の諮問審議という点では、変わらないという理解でよろしいですか。</p> <p>あとその他、法律が改正によって削除縮小されたということですね。</p>
事務局	<p>今回の改正によりまして、個人情報の取り扱いに関する個別具体的なものについての判断はすべて国の個人情報保護委員会が判断するから、それについては市審査会の意見を求めてどうこうすることは許容されないという改正になってございます。</p> <p>ただ全体的な制度運営とか、その判断の下にある事務的な細則であるとかについて、皆さんの専門的な見地からのご意見をもらってください、というような内容になってございます。</p>
田島委員	<p>ということはこういう報告事項に関するものは、これからは審査会にはかけない、ということの理解でいいですか</p>
事務局	<p>報告の方法というのは今後検討はしていきたいと思いますが、それを適正に制度として市がちゃんと運営しているかのチェックをしていただく必要がございますので、個別案件をそのまま報告するということはもしかしたらなくなるかもしれませんが、どのような運用にしていくのかとか、そういったところのご報告は、随時していきたいとは考えています。</p> <p>ただ今までのように、これは良い、悪い、という審査の方法ではなくなるというところでご理解をいただければと思います。</p>
田島委員	<p>ここで審査したことはないですけど、歴史的公文書についてこれからかなと思っていたら、法改正で審査会の事務ではなくなっていく。</p> <p>総合政策部が情報公開関係、もう一つは総務部でやって、直接この審査会は関係ないんですけど、歴史的公文書等についても委員会か審査会かを設ける予定はあるんでしょうか。</p>
事務局	<p>今現状で文書関係を管理しているのは我々情報管理課と、加えて法制総務課で、条例や例規関係を管理しておりますけれども、そちらと今話しているところでは、改めて4月以降移行に移管された際には、新しい組織なりの立ち上げを検討をしていきたいということで、今調整をしているところです。</p> <p>まだ具体的にこの段階では決定してはございませんけれども、そちらの方で歴史公文書の選別とか管理とか、そういったところは考えていかなければいけないのかなと今検討しているところでございます。</p>
田島委員	<p>ということは今一旦白紙に戻したということですね。</p>
事務局	はい。

周会長	<p>他に質問等ございますか。</p> <p>特にないようでしたら施行規則については次の議題ですね。</p> <p>それでは、次の議事の（３）龍ヶ崎市個人情報の保護に関する法律施行条例に係る施行規則について、事務局よりご説明をお願いします。</p>
（３）龍ヶ崎市個人情報の保護に関する法律施行条例に係る施行規則について	
事務局	《議事（３）について事務局より説明。》
周会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>何かご質問ございますか。</p> <p>様式等に関する規則なので、でき上がりましたら皆さんに共有或いは配布する予定でよろしいですか。</p>
事務局	はい。
周会長	<p>それでは、この件については以上でございます。</p> <p>続きまして、議事の（４）個人情報ファイル簿について、事務局よりご説明をお願いします。</p>
（４）個人情報ファイル簿について	
事務局	《議事（４）について事務局より説明。》
周会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>結構な事務量になろうかと思えます。</p> <p>事務局におかれましては、大変なことで推察いたしております。</p> <p>何か今の方向性についてご質問などはございますか。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>当審査会としては、事務局にエールを送りたいというふうに思っております。</p> <p>頑張ってください。</p> <p>それでは続きまして、個人情報制度運用の実績の報告、（５）の個人情報届け出の報告についてから議事（７）の個人情報の外部提供の報告についてまで事務局からご説明をお願いします。</p>
<p>報告事項</p> <p>（５）個人情報の届出の報告について</p> <p>（６）個人情報の目的外利用の報告について</p> <p>（７）個人情報の外部提供の報告について</p>	
事務局	《報告事項（５）から（７）について事務局より説明。》
周会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>この件に関しては田島委員から事前質問が出ているようですので、質問内容と回答を事務局よりお願いいたします。</p>
事務局	<p>田島委員から事前にご質問を１件いただいております。</p> <p>議事の（５）個人情報の届出に関する質問でございます。</p>

	<p>資料4 ページの一番下を開いていただいて、まちの魅力創造課が提出しております市長との意見交換会参加者名簿という届出についてのご質問です。</p> <p>記録内容のうち、職業・職歴, 学業・学歴が入っているけれども、こちらは参加者の把握のために本当に必要な情報でしょうかというご質問をいただきました。</p> <p>これについてご説明をさせていただきますと、まずここで言う職業・職歴, 学業・学歴というのは、他に並んでおります氏名であったり住所と同様に記録情報につけられた名前であります。</p> <p>その上で職業・職歴, 学業・学歴とは、それぞれ市内に通勤通学されている方、ということについて記録されているものになります。</p> <p>市長との意見交換会の要件といたしまして、市内在住の方以外に、市内に在勤されている方、在学されている方を含んでいるのですけれども、これらを確認するために記録されている情報ですので、実際に学歴や職歴などが記載されているわけではなく、在勤、在学の可か否かの情報が記録されています。</p> <p>記録の名称として学業学歴, 職業職歴というような形になっているところがございます。</p>
周会長	田島委員何かありますか。
田島委員	だったらそういうふうに書いていただければよいので、わざわざ必要ない情報を取るのかということで、ちょっと誤解する可能性があるのでは書きようはないのか。例えば「在勤の別」とか、はい。
事務局	<p>我々もわかりづらいのは承知していますけれども、規則で様式を定めております個人情報の届出というものが、具体的に記載されている個人情報を書くわけではなくて、あくまで氏名が記載されています、住所が記載されていますというように、選択式といいますか、項目から選ぶようになっている、項目自体が決まっております。</p> <p>それをそのまま報告する形になってしまうので、資料がこのような作りになってしまっていますけれども、ただ先ほどご説明差し上げたファイル簿に移管する段階では、細かく書くことが決まっておりますので、来年度以降は今よりは分かり易くなるはずでございます。</p>
周会長	<p>届出の段階で個人情報の種類をチェックするという、形になっているということですね。</p> <p>はい。それでは他に何かご質問等ございますか。</p> <p>特にないようでしたら、最後に事務局から何かございますでしょうか。</p>
事務局	特に事務局からはございません。
周会長	<p>その他も特にございませんね。委員の皆様の方から何かございますか。</p> <p>なければ、本日の情報公開・個人情報保護審査会を閉会とさせていただきたいと思えます。</p> <p>様々な議事がある中で慎重なご審議ありがとうございました。</p> <p>お疲れ様でした。</p>

	<p>令和5年第1回龍ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会の内容については、上記のとおり相違ありません。</p> <p>令和5年 月 日</p> <p style="text-align: center;">会議録署名人 _____</p>
情報公開	<p><input checked="" type="checkbox"/> 公 開</p> <p><input type="checkbox"/> 部分公開</p> <p><input type="checkbox"/> 非 公 開</p>
公開が可能となる時期（可能な範囲で記入）	—